

2023年7月26日

株 主 各 位

福岡県久留米市天神町146番地
株式会社 梅 の 花
代表取締役社長 本 多 裕 二

第44回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第44回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

【報 告 事 項】

1. 第44期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）計算書類報告の件
本件は、それぞれの内容を報告いたしました。

【決 議 事 項】

- 第1号議案 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、普通株式の期末配当金は1株につき5円及びA種優先株式の期末配当金は1株につき40,000円と決定いたしました。
- 第2号議案 定款の一部変更の件
本件は、原案どおり、定款の一部変更を行うことが承認可決されました。
- 第3号議案 吸収合併契約承認の件
本件は、原案どおり、当社と当社の完全子会社である株式会社丸平商店との間で締結した、吸収合併契約が承認可決されました。
吸収合併の効力発生日は、2023年8月1日であります。
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に本多裕二、村山芳勝、鬼塚崇裕、吉田 訓、増村政信、岡田由佳の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、岡田由佳氏は社外取締役であります。
- 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に池田 勝、井上二郎、南 昌作、宮崎秀之の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、池田 勝、井上二郎、南 昌作の各氏は社外取締役であります。

以 上

2023年7月26日

株主の皆様へ

福岡県久留米市天神町146番地
株式会社 梅の花
代表取締役社長 本多裕二

配当金に関するご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は2023年7月26日開催の株主総会において、2023年4月期期末配当として、当社普通株式1株当たり5円をお支払いすることを決議し、2023年7月27日よりお支払いを開始させていただきます。

今回の普通株式の配当につきましては「その他資本剰余金」を原資としてお支払いいたします。

「その他資本剰余金」よりお支払いする配当につきましては、税法上すべてが「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」よりお支払いする配当とは税法上の取扱いが異なりますので、その取扱い等につきご案内させていただきます。

このご通知は「その他資本剰余金」を原資とする配当金についての税法上の取扱い及び税法の規定により株主の皆様へ通知すべき事項をご説明するものでありますが、株主の皆様へ必要となる税法上の手続き等を網羅してご説明しているものではありません。

具体的な税法上の手続きについては、株主様個々のご事情によって異なりますので、お手数ではございますが、「お取引の証券会社等」、「最寄りの税務署」、「税理士等」にご確認くださいませう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するご照会先】

- (1) 取得価額の調整に関する具体的なお照会
お取引の口座管理機関（証券会社等）又は最寄りの税務署にご相談ください。
- (2) 税務申告等に関するご照会、ご相談
最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

【株式全般・配当に関する一般的なお問合せ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日等を除く平日）

1. 今回の配当金の税法上の取扱いについて

- (1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

今回の当社の普通株式の配当（1株当たり5円）はすべて「その他資本剰余金」を配当原資とさせていただきます。

「利益剰余金」を原資とする配当金はありませんので「みなし配当」となるものはありません。「その他資本剰余金」を原資とする配当金は「資本の払戻し」としての取扱いとなり、この配当金は税法の規定に従い「みなし配当以外」となります。

「みなし配当以外」に該当する部分については、保有株式の一部を譲渡したものとみなされ、「みなし譲渡損益」が発生し、税法上は譲渡所得として計算されます。税法上の配当所得には当たらないため、源泉徴収の対象にも、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際にはご注意くださいませう、よろしくお願い申し上げます。

【今回の配当による株主様における手続きについて】

- a. 「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となります。

なお、特定口座が源泉徴収口座の株主様は、「お取引の証券会社等」によって計算対象とする場合も考えられますので、お手数ではございますが「お取引の証券会社等」にご確認いただきますよう、お願いいたします。

- b. 取得価額の調整が必要となります。一般的には、「お取引の証券会社等」の口座管理機関が取得価額の調整を行います。すべての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認いただきますよう、お願いいたします。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- a. 税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生いたします。

「みなし譲渡損益」は譲渡所得に該当いたします。算出方法は、次のとおりとなります。

（「みなし配当」が1株当たり0円 「みなし配当以外」が1株当たり5円、
純資産減少割合が「0.005」）

①収入とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 価額の合計額	-	みなし配当額
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合（0.005）
③みなし譲渡損益	=	①収入とみなされる金額	-	②取得価額

【計算例】当社株式を1株当たり1,000円で、100株購入していた場合

①収入とみなされる金額

$$= 1 \text{株当たり配当金} (5 \text{円}) \times 100 \text{株} - \text{みなし配当額} (0 \text{円}) \times 100 \text{株} = 500 \text{円}$$

②取得価額

$$= 100,000 \text{円} (\text{内訳: } 1,000 \text{円} \times 100 \text{株}) \times \text{純資産減少割合} (0.005) = 500 \text{円}$$

③みなし譲渡損益 (①-②)

$$= 500 \text{円} - 500 \text{円} = 0 \text{円} \quad (\text{この例ではみなし譲渡損益は} 0 \text{円})$$

※ 具体的な税務上の取扱い等は、「最寄りの税務署」「税理士等」にご確認ください。

※ 今回、「みなし配当」はございません。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- a. 税法の規定により、株主の皆様は当社株式の取得価額が調整されます。

- b. 調整後の取得価額は、以下のとおりとなります。（純資産減少割合は「0.005」）

1株当たりの 調整後の取得価額	=	1株当たりの 調整前の取得価額	-	(1株当たりの 調整前の取得価額	×	純資産減少割合)
--------------------	---	--------------------	---	---	--------------------	---	---------	---

【計算例】当社株式を1株当たり1,000円で、100株購入していた場合の調整後の取得価額

$$= 1,000 \text{円} \times 100 \text{株} - (1,000 \text{円} \times 100 \text{株} \times 0.005) = 99,500 \text{円}$$

※ 「お取引の証券会社等」で特定口座をご利用の株主様の調整等については、「お取引の証券会社等」にご確認ください。

※ 特定口座をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

2. 株主の皆様への通知事項

(1) 個人株主の皆様への通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する場合)	0.005 (小数点以下第3位未満切り上げ)

(2) 法人株主の皆様への通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日(配当の効力発生日)	2023年7月27日
その支払に係る基準日における発行済株式等の総数(自己株式を除く)	8,047,310株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0.0000000000円 (小数点以下第10位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	通知事項
資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第4号に規定する割合	0.005 (小数点以下第3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少したその他資本剰余金の額	40,236,550円

このご案内は、今回の配当金の「税務上の取扱い」「税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項」をご説明するものであり、実際の手続きは株主様個々のご事情によって異なりますことから、すべてを網羅するわけではございません。
ご不明な点については、上記の【本件に関するご照会先】までご確認くださいませよう、お願いいたします。

このご案内は、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、大切に保管いただきますよう、お願い申し上げます。

以上